

2025年（令和7年）第8回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）8月15日（金）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）8月15日（金）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）8月29日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について

6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 佐藤 眞子 | 2番 土屋 智樹 | 3番 沖 賢二 | 4番 野田 幸男 |
| 5番 寶諸 孝也 | 6番 佐藤 泰造 | 7番 小林 輝仁 | 8番 小林 洋子 |
| 9番 岡本 卓也 | 10番 安原 理雄 | 11番 能宗 秀典 | |
| 13番 山本 明 | 14番 須藤 薫雄 | 15番 谷本 耕造 | |

8 欠席委員

- 12番 下江 京子

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 事務局長 | 林 茂晃 | 事務局調整員 | 徳永 嘉則 |
| 事務局 | 和田 奈津美 | 松永出張所 | 花田 宏 |
| 北部出張所 | 藤井 勝俊 | 神辺出張所 | 板谷 浩司 |
| 沼隈出張所 | 須野田 康行 | 以上 7名 | |

1 1 議事内容
午前10時00分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから2025年（令和7年）第8回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数15名のうち、出席委員14名、欠席委員1名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続きまして、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 4番 <small>の だ</small> 野田 <small>ゆきお</small> 幸男委員と 議席番号 10番 <small>やすはら</small> 安原 <small>みちお</small> 理雄委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2025年（令和7年）第8回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず、議案書に議案第5号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加とし、これに伴い、議案書次第の4 議事欄について議案第5号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を追加します。 次に、議案書次第の4 議事欄、議案書3ページの議案第3号並びに議案書別冊目次、議案書別冊7ページの議題欄について、「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」に訂正です。 次に、議案書（別冊）についてです。

<p>事務局 (続き)</p>	<p>まず、4ページ15番について、所在欄等に「新市町大字下安井875-7」について追加です。併せて、合計欄を「田 3筆 1,032㎡、計 3筆 1,032㎡」から「田 3筆 1,032㎡、他 1筆 25㎡、計 4筆 1,057㎡」に訂正です。</p> <p>次に、5ページ21番について、受人欄を「マリトット2045室」から「マリトット204号室」に訂正です。</p> <p>次に、8ページ5番、9ページ10番、11ページ17番と18番について、申請人より取下願があったため取下げです。</p> <p>最後に、8ページ6番について、備考欄に「農振」を追加です。</p> <p>追加・訂正事項等は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、8月25日の午前11時から、市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名全員の出席により、議案第1号1件、合計1件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>神辺町の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 4 番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、8月26日の11時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>委員10名中9名の出席により、議案第1号4件、議案第3号8件、議案第4号8件、合計20件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から5番について報告します。</p> <p>2番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>3番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、東京都武蔵村山市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>5番は、内海町の受人が、兵庫県尼崎市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、8月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時10分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中、全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号6件、議案第4号3件、合計14件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から9番について報告します。</p> <p>6番は、本郷町の受人が、三之丸町の渡人から贈与により譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。</p> <p>7番は、神村町の受人が、東村町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>8番は、尾道市高須町の受人が、春日町の渡人から譲り受けて新規就農し、水稻を栽培する計画です。</p> <p>9番は、柳津町の受人が、金江町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、</p>

<p>議 長</p> <p>委 員 10番 安原</p>	<p>野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、8月26日の午前11時から、関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名中12名の出席により、議案第1号9件、議案第3号6件、議案第4号3件、追加議案第5号3件、合計21件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ10番から4ページ18番について報告します。</p> <p>2ページ10番は、北本庄一丁目の受人が、芦田町福田の渡人から申請地を譲り受け、耕作中の農地と併せてクワイの栽培を拡大するものです。</p> <p>3ページ11番は、加茂町下加茂の受人が、庭先の申請地を広島市東区の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>3ページ12番は、12ページ20番と関連案件です。駅家町服部永谷の受人夫婦は、東京都世田谷区の渡人から両申請地を譲り受け、20番の申請地に新居を構え、西隣で農業を始めるものです。果樹や季節野菜を栽培する計画です。</p> <p>13番と14番は関連案件です。駅家町新山の本案分家にあたる受人と渡人が、自宅前の農地を現況に即し、分筆して、等価交換により、現況と公図を合致させるものです。</p> <p>15番は、西深津町四丁目の受人が、倉敷市の渡人から申請地を含む土地建物を譲り受け、当地へ転居されます。申請地では洋ランを栽培して、新規就農するものです。</p> <p>16番は、新市町上安井の受人が、同町常の渡人から申請地を譲り受け、果樹や季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>17番は、新市町金丸の受人が、自宅隣地の申請地を同町の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p>
--------------------------------------	--

<p>委員 10番 安原 (続き)</p>	<p>18番は、新市町相方の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、イチジクを栽培し、新規就農するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、8月26日の午前9時から現地調査を行い、午前9時50分から、神辺支所2階 21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号3件、合計6件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ19番から21番について報告します。</p>
	<p>19番は、申請地の東中条の田3筆 計2, 165㎡、畑1筆487㎡について、東京都町田市の渡人から、下竹田の受人が譲り受けて、水稻と野菜を栽培して新規就農をするものです。</p>
	<p>20番は、申請地の下竹田の畑284㎡について、下竹田の渡人から、同町の受人が譲り受けて、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p>
	<p>21番は、申請地の平野の田2筆 計572㎡について、京都市中京区<small>なかぎょうく</small>の渡人から、10月に福山市に転入予定の北広島町有田の受人が譲り受けて、畑として耕作し、果樹を栽培して新規就農をするものです。</p>
	<p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 小林	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は、本郷町の申請人が、申請地に貸露天駐車場を設置するものです。場所は、末広池から、北へ約95メートルのところです。</p> <p>すでに土地の一部を駐車場として使用していたということで、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の一件については、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番及び6番から9番について報告します。</p> <p>1番は、手城町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、住宅を1棟建築するものです。場所は、福山市立瀬戸小学校より、南に約300メートルです。</p> <p>2番は、瀬戸町の受人が、兵庫県姫路市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、瀬戸池より、東に約1,000メートルです。</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>3番及び4番は関連案件です。瀬戸町の受人が、兵庫県姫路市の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。場所は、瀬戸池より、東に約1,000メートルです。</p> <p>6番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として利用するものです。場所は、福山市立福山中・高等学校より、南に50メートルです。</p> <p>7番は、松永町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用するものです。場所は、アリストぬまくまより、北西に450メートルです。</p> <p>8番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、アリストぬまくまより、北東に400メートルです。</p> <p>9番は、沼隈町の受人が、尾道市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、アリストぬまくまより、東に800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、11番から16番について報告します。</p> <p>11番から15番は関連案件です。本郷町の法人が、本郷町および大阪市北区の渡人5人から譲り受けて、ガソリンスタンドを拡張するものです。敷地内中央部の水路について、土地改良区意見書に、当該水路の水利関係者の意向を確認するようにとありましたが、事業者の方で同意を得ています。場所は、本郷小学校から、北へ約580メートルのところ です。</p> <p>16番は、今津町の法人が、本郷町の渡人から譲り受けて、露天駐車場を設置するものです。場所は、長草田池から、北へ約100メートルのところ です。既に土地を造成していたということで、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれの農地も、日照・排水など周辺の営農条件</p>

議 長	<p>に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12ページ19番から13ページ24番について報告します。</p> <p>19番は、広島市安佐南区の太陽光発電事業者が、芦田町上有地の渡人から申請地と原野を譲り受け、所要面積988平方メートルに、156枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。場所は、有磨小学校の南約900メートルの所です。</p> <p>20番は、3ページ12番と関連案件です。駅家町服部永谷の受人夫婦が、東京都世田谷区の渡人から申請地を譲り受け、戸建住宅を建築するものです。持分割合を土地建物及び農地の全てを同一にされます。場所は、旧服部小学校の南約750メートルの所です。</p> <p>21番、22番、23番は、駅家町万能倉で電気工事業を営む受人が、それぞれの渡人から申請地を譲り受け、所要面積2,849平方メートルに不足する露天資材置場を整備するものです。なお、現地には既にコイン精米所と野立て看板がありますが、撤去された後、転用工事をおこなう旨の顛末書を受けています。場所は、御幸小学校の西約900メートルの所です。</p> <p>13ページ24番は、神辺町川南で土木工事業を営む受人が、駅家町上山守の渡人から申請地2筆を譲り受け、所要面積2,751平方メートルに不足する露天資材置場を整備するものです。なお、現地は既に露天資材置場に転用されているため、顛末書を受けています。場所は、御幸小学校の南西約1.3キロメートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
委 員 13番 山本	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」13ページ25番から27番について報告します。</p> <p>25番と26番は関連案件です。25番は、申請地の西中条の田191㎡</p>

<p>委員 13番 山本 (続き)</p>	<p>について、兵庫県芦屋市の渡人から、26番は、申請地の西中条の田2筆計2,164㎡について、西中条の渡人から、東京都千代田区の法人が賃借権を設定して借り受けて、併用地を合わせた所要面積3,424㎡をコンビニエンスストアに整備するものです。</p> <p>27番は、申請地の平野の田25㎡について、平野の渡人から、同町の受人が譲り受けて、進入路を拡張して利用するものです。</p> <p>また、27番の申請地については、既に進入路として利用していたため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番から8番について報告します。</p> <p>1番は、昭和45年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。場所は、福山市立瀬戸小学校より、北に約600メートルです。</p> <p>2番は、平成17年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、瀬戸池より、東に約1,000メートルです。</p> <p>3番は、昭和47年10月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、瀬戸池より、東に約1,600メートルです。</p> <p>4番は、昭和50年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、瀬戸池より、東に約900メートルです。</p> <p>5番は、昭和56年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、瀬戸池より、東に約900メートルです。</p> <p>6番は、平成7年頃から車庫及び物置として利用開始し、現在に至ります。場所は、アリストぬまくまより、北西に650メートルです。</p> <p>7番は、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となりました。場所は、福山市役所鞆支所より、南西に2,200メートルです。</p> <p>8番は、昭和19年頃に納屋が新築され、宅地として使用を継続し、現在に至ります。場所は、内海町田島の箱崎漁港より、南西に250メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、2番、3番、4番、5番の全筆は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。</p>
議長	松永地区の報告をお願いします。

<p>委員 7番 小林</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の9番から11番について報告します。</p> <p>9番は、神村町の申請人が、平成17年頃より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、清水池の東側隣接地です。</p> <p>10番は、春日町の申請人が、1811番2を昭和22年頃から住宅敷地、1813番2を昭和49年以前から進入路の一部、1835番1を昭和33年頃から倉庫敷地としてそれぞれ利用されて、現在に至っています。場所は、楠木池から南へ約290メートルのところですか。</p> <p>11番は、広島市中区の申請人が、昭和56年以前から住宅敷地として使用し、現在に至っています。場所は、楠木池から南へ約270メートルのところですか。</p> <p>なお、9番は、農振農用地区域内の農地ですが、関係機関との協議は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」の15ページ12番から14番について報告します。</p> <p>12番の申請地2筆は、平成15年以前から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。場所は雨木池の西1.4キロメートルの所です。</p> <p>13番は、持分4分の1の共有者からの申請です。平成12年頃、申請地を埋め立て、アスファルト舗装し、露天駐車場として利用されているものです。場所は福山北特別支援学校の南400メートルの所です。</p> <p>14番の申請地は、昭和56年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林になっているものです。場所は駅家中学校の西300メートルの所です。</p> <p>なお、12番、14番の申請地は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明</p>

	<p>妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、追加議案第5号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>追加議案第5号「農地の転用事実に関する照会に対する回答について」を報告します。</p> <p>追加議案の1ページ1番から3番は、令和7年8月18日付けで広島法務局福山支局から当該農地の地目認定のため、現況照会があったものです。</p> <p>現地調査をしたところ、全筆、市街化区域内の農地で、駅家町近田の家電量販店の建屋と露天駐車場に該当します。</p> <p>いずれも農地性はなく、農地への復元も困難であるため、非農地として回答することが妥当と判断しました。場所は北部市民センターの西約1キロメートルの所です。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>

	<p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、追加議案第5号は原案のとおり回答することに決定します。</p>
議長	<p>次に、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の16ページから25ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、31件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、26ページから28ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び29ページから33ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条15件、5条26件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、34ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用水路であることを確認しました。</p> <p>次に、35ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>について」です。賃貸借を解約したことの通知が2件ありました。</p> <p>最後に、36ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、2件を受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2025年(令和7年)第8回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして総会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>

午前10時35分閉会

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により、ここに署名する。

議 長

4 番委員

10 番委員
